

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成29年4月10日（平成29年（独情）諮問第18号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（独情）答申第13号）

事件名：平成24年度教務委員会議事要旨（教育改善推進室の活動報告）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記に掲げる文書1ないし文書3につき、一部開示し、また、下記に掲げる文書4及び文書5（以下、文書1ないし文書3と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、その手続に違法はなく、妥当である。

文書1 平成24年度教務委員会議事要旨（教育改善推進室の活動報告）

文書2 平成24年度前期授業アンケート集計結果表及び「学生による授業評価」アンケート調査用紙

文書3 特定高専におけるFD活動（教育改善推進室の年度計画）

文書4 教育改善推進室が主催した教育改善活動に関する会議の議事録（平成25年度特定シラバス関係）

文書5 平成25年度の特定シラバスに関する検討記録（議事録以外でシラバスの検討状況が確認できる記録）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年2月2日付け特定高専総第117の4号による一部開示決定及び同第117の5号による不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人からは諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示された資料が提出されている。

(1) 審査請求の趣旨

「原処分を取り消し、「独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則」（以下「情報公開取扱規則」という。）を最新の内容に改正

し、改正された「情報公開取扱規則」に基づいて処分の通知を行う」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 「法人文書開示決定通知書」（平成29年2月2日付け特定高専総第117の4号）及び「法人文書不開示決定通知書」（平成29年2月2日付け特定高専総第117の5号）（以下、併せて「決定通知書」という。添付書類1参照）は、法15条の規定を履行するために制定された情報公開取扱規則（添付書類2参照）に基づいて発行されているが、情報公開取扱規則は最新の法律の内容が反映されていない（改正された行政不服審査法には未対応の内容であり、平成23年10月26日が最終改正であることは添付書類3を参照）。今回発行された「開示決定通知書」については、情報公開取扱規則に規定されていない様式に基づいて発行された文書であり、現行の情報公開取扱規則の規定から逸脱したもので、行政事務に瑕疵があり不当である。

イ 決定通知書は、機構名義及び機関印の押印によって発行された文書であった。しかしながら、本処分の決定に当たっては機構において規定する決裁手順に基づき決裁権者が処分の決定を決裁された結果、決定通知書が発行されていると考えられることから、法の規定に基づく機構の決定権限をもつ代表者の名義及びその代表者印の押印によって文書を発行する必要があるところ、機関名義の記載及び押印しかなされておらず、決定通知書には形式的な瑕疵があり、行政事務として不当である。（処分の「決定通知書」に代表者名義及び押印がないという形式的な瑕疵については、原告を審査請求人とし、被告を機構理事長とした行政事件訴訟（特定事件番号）の特定ページの争点3に関する判決文に記載がある。）

ウ 本審査請求に当たって情報公開取扱規則に規定する審査請求の手続を確認したが、改正された行政不服審査法に基づく審査請求の手順及び様式が定められておらず、旧法に基づく異議申立ての手順についての規定のままになっており、最新の状態に維持されていない状況であり、行政事務の怠慢である。

エ 以上の点から、情報公開取扱規則に基づく情報公開の手順が確立されていない状況で決定通知書が発行されていることから、当該処分の取り消しを求めるとともに、情報公開取扱規則を改正し、改正された情報公開取扱規則に基づき改めて処分が通知されることを求めるために、本審査請求を提起した。

(3) その他、次の書類を提出する。

① 添付書類1

「法人文書開示決定通知書」（特定高専総第117の4号）及び

「法人文書不開示決定通知書」（特定高専総第117の5号）の写し 各1部

② 添付書類2

「独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則」（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第70号，最終改正平成23年10月26日）（写し） 1部

③ 添付書類3

情報公開取扱規則等について特定高等専門学校へ照会した文書の写し及びその回答文書の写し

（本答申では添付書類は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求のあった法人文書の名称

特定高等専門学校教育改善推進室（以下「推進室」という。）規程に基づいて実施された平成24年度の教育改善活動の実施記録における，年度計画，年度活動の実績報告，及び推進室が主催した教育改善活動に関する会議の議事録（平成25年度特定シラバス関係），平成25年度の特定シラバスに関する検討記録（議事録以外でシラバスの検討状況が確認できる記録）

2 審査請求書受理の経緯

上記開示請求に対し，平成29年2月2日付けで，法人文書開示決定通知書及び法人文書不開示決定通知書を送付したが，法人文書の開示の申出書が提出される前に，審査請求書の提出があったものである。

なお，審査請求者は，期限内に法人文書の開示の申出書を提出しなかったため，開示文書は受理していない。

3 開示決定等についての考え方とその理由

文書1ないし文書3については，その中にある，「個人に関する情報」及び「私費留学生の合否判定について記載された部分」について不開示とし，部分開示決定を行った。

また，文書4及び文書5については，法人文書を作成しておらず不存在であるため，不開示とした。

情報公開取扱規則は，現時点においては平成26年に改正された行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）に未対応となっているものの，本開示決定等は，法に基づき行われたものであり，違法性はない。

4 決定通知書の名義及び機構印の押印について

当該通知書は，法9条1項及び2項に基づき，開示請求者に対し書面により通知したものである。

同法では決定通知書について代表者の個人名を表記することまで求められていない。そのため，法人としての意思決定を行い，法人名で法人の印

章を用いて通知を行うことについて違法性はなく、また、形式的な瑕疵があるとはいえない。

5 情報公開取扱規則について

情報公開取扱規則は、現時点では平成26年に改正された行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）に未対応となっているものの、改正手続が終わるまでの暫定的な措置として、審査請求の手順及び決定通知書等の記載内容、その他情報公開に関する事務手続については、改正後の行政不服審査法に基づき行っており、違法性はない。

【参照：審査請求書 5. 処分庁の教示の有無及び教示の内容】

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月29日 審査請求人から資料を收受
- ④ 同年6月5日 審議
- ⑤ 同月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1ないし文書3については一部開示し、文書4及び文書5についてはこれを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分に係る手続は違法、無効であるとして、その取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分に係る手続の違法性の有無について検討する。

2 原処分に係る手続の違法性の有無について

(1) 行政不服審査法改正に対する対応について

ア 審査請求人は、情報公開取扱規則は平成26年に改正された行政不服審査法に未対応であり、原処分の決定通知書は、同規則に規定されていない様式に基づいて発行された文書であって、現行の同規則の規定から逸脱したもので、行政事務に瑕疵があり不当である旨主張する。これに対し諮問庁は、情報公開取扱規則は、現時点では改正後の行政不服審査法に未対応となっているものの、同規則の改正手続が終わるまでの暫定的な措置として、審査請求の手順及び決定通知書等の記載内容、その他情報公開に関する事務手続については、改正後の行政不服審査法に基づき行っており、違法性はない旨説明する。

イ 当審査会において原処分に係る各決定通知書を確認すると、情報公開取扱規則の改正手続は未了であるが情報公開に関する事務手続については改正後の行政不服審査法に基づき行っているとする諮問庁の説

明のとおり、いずれの通知書にも「行政不服審査法（平成26年6月13日法律第68号）の規定により」、機構に対し「審査請求をすることができる旨の記載が認められる。また、情報公開取扱規則と整合しないことのみをもって法に基づく決定の効力に影響するような瑕疵があるとすべき事情はおよそ認め難い。

さらに、本件審査請求は、審査請求手続等に関する上記教示に沿って行われ、特段の遅延等もなく諮問の対象とされており、審査請求人との関係において原処分が不当であった等とすべき事情もまた認め難い。

(2) 各決定通知書の名義及び押印について

審査請求人は、各決定通知書について、機構の決定権限をもつ代表者の名義及びその代表者印の押印によって文書を発行する必要がある旨主張するが、法9条の規定によれば、法が開示決定等の主体を「独立行政法人等」としていることは明らかであるから、原処分の各決定通知書が機構名義で機構印を押印して発出されたことは、妥当である。

(3) 以上のことから、原処分に取り消すべき瑕疵があるとはいえず、その手続に違法はなく、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、文書1ないし文書3につき、一部開示し、また、文書4及び文書5につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、その手続に違法はなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司